５．成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

（前年度予算額　１，１０３百万円）
26年度予定額　１，６７９百万円

１．事業の要旨

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期すためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性が最大限発揮され、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成（以下「中核的専門人材養成等」という。）が必要不可欠である。

また、平成２５年６月１４日に閣議決定された「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」、「第２期教育振興基本計画」においては、専門学校等が産業界と協働して、中核的な人材の育成等を行うオーダーメード型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するなど、社会人や女性などの学び直しの支援を行うこととされている。

これらを踏まえ、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。

２．事業の内容

（１）企画推進委員会等の設置

教育関係者、産業界関係者、学識経験者等による企画推進委員会を文部科学省に設置し、平成２５年度の成果を踏まえた平成２６年度の取組内容に関する基本方針の作成や、委託先を選定するに当たって公募先から提出のあった計画書の審査、各委託先における取組状況の把握及び評価を行う。

また、同委員会に「地域版学び直し教育プログラム部会」を設置し、「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開に向けて、①ＩＴ分野、②クリエイティブ分野（ファッション、理美容等）及び③その他の分野において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメード型教育プログラム」の開発・実証に向けた基本方針(案)の作成などを行う。

（２）全国的な標準カリキュラム等の開発・実証

①産学官コンソーシアムによる取組の推進

専修学校等と産業界等が成長分野等において中核的専門人材養成等の取組を先導する産学官コンソーシアムを組織し、以下の取組を行う。

ア．広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析

イ．中核的専門人材養成等のための目標設定・共有

ウ．職域プロジェクト毎の進捗管理・評価　等

②職域プロジェクトによる開発・実証

各産学官コンソーシアムの方針を踏まえ、その下の職域プロジェクトにおいて、以下の取組を行う。

ア．全国的な標準モデルカリキュラムの開発・実証

イ．全国的な標準モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証　等

（３）「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等）＜新規＞

社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性を対象に、就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるため、平成２５年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメード型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

（前年度予算額：1,103百万円）
平成26年度予定額：1,679百万円

（背景）

【 日本再興戦略 －JAPAN is BACK－（平成25年6月14日閣議決定）】
一．日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～
２．雇用制度改革・人材力の強化
④女性の活躍促進　○女性のライフステージに対応した活躍支援
・　･･･社会人の学び直し支援等を行うほか、･･･女性の起業等を促進する。
⑤若者・高齢者等の活躍促進　○若者の活躍促進
・　大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメード型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【 経済財政運営と改革の基本方針 ～脱デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）】
３．教育等を通じた能力・個性を発揮するための基盤強化
（２）女性の力の最大限の発揮
･･･継続就業・再就職支援等女性のライフステージに対応した活躍支援･･･を進める。
（４）若者・高齢者等の活躍推進、セーフティネットの整備
･･･企業ニーズに即した社会人の学び直し･･･により、若者の活躍を推進する。

（事業の趣旨）

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で具体的な職域プロジェクトを展開し、協働して就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るとともに、特に、社会人や女性の学び直しを全国的に推進する。（平成23年度～）

平成25年度

各分野ごとにコンソーシアムを組織し、職域プロジェクトで全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証

コンソーシアム（分野別）

・広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
・中核的専門人材養成のための目標設定・共有
・職域プロジェクト毎の進捗管理・評価　　等

職域プロジェクト

「環境・エネルギー」「食・農林水産」「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」「観光」「ＩＴ」などの分野にわたる67プロジェクトにおいて、①モデルカリキュラムの開発・実証、②モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証　など

［うち、平成25年度中にモデルカリキュラムが完成するのは、次の36プロジェクト］

○　環境・エネルギー分野の「建築･土木･設備」
○　食・農林水産分野の「６次産業化プロデューサー」
○　医療･福祉･健康分野の「介護」「看護」
○　クリエイティブ（ファッション）分野の「グローバルビジネス」
○　クリエイティブ（アニメ・漫画）分野の「アニメ人材」「デザイン」
○　観光分野の「プランナー」
○　IT分野の「クラウド」「スマホ」

など

平成26年度

引き続き、全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証するとともに、平成25年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、「オーダーメード型教育プログラム」の全国展開のための地域版の教育プログラムを開発・実証

コンソーシアム（分野別）

・広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析
・中核的専門人材養成等のための目標設定・共有
・職域プロジェクト毎の進捗管理・評価　　等

職域プロジェクト

引き続き、継続中の31プロジェクトにおいて、①モデルカリキュラムの開発・実証、②モデルカリキュラムに係る達成度評価手法の開発・実証　など

「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等）

【新規】

（対象）　社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性

（内容）　就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための「社会人や女性の学び直し教育プログラム」を開発・実証する。
その際、託児サービスなど、女性が学びやすい学習環境に配慮する。

（手法）　平成25年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメード型教育プログラム」の開発・実証を行い、その課題とノウハウを蓄積し、とりまとめ、全国に提供する。

【 36プログラム×3か所　等】

社会人や女性の学び直しを全国的に推進

６．職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

（前年度予算額　　２１百万円）
26 年度予定額　１８３百万円

１．事業の要旨

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成 23 年 1 月）においては、職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくための方策として、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが求められた。併せて、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討すること」とされた。これを受け、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」において、「職業実践専門課程」創設を求める報告が平成 25 年 7 月にまとめられた。

また、第２期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて先導的試行などの取組を段階的に進めることとされた。これにより、先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、奨励する制度が平成 26 年度からスタートする予定である。

これを踏まえ、新たな枠組みの先導的試行である「職業実践専門課程」制度の説明会の開催や本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。

２．事業の内容

（１）調査研究協力者会議等の開催

①専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
②専修学校教育研究協議会

（２）学校評価の充実

①学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証
②専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

（３）「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進（新規）

①「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等

ア．「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会

本制度の周知を図るため、制度の解説や専修学校関係者及び関係団体等との意見交換等を行う説明会を全国９ブロックで開催する。

イ．「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証

「職業実践専門課程」の普及を図るため、認定基準である企業・業界団体等との連携による教育課程の編成や演習・実習の授業運営等の好事例を示し、認定を目指す機運の醸成と教員の資質向上を図る研修モデルの開発・実証を行う。

委託先：専修学校関係団体等　４分野

②「職業実践専門課程」に係る取組の推進

「職業実践専門課程」の認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。

委託先：専門学校　２７校

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

（前年度予算額　　：　　２１百万円）
平成26年度予定額：　　１８３百万円

（背景）

［今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（平成23年1月：中央教育審議会答申）］

○　職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。

○　そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。

○　今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

［第２期教育振興基本計画（平成25年6月：閣議決定）］

１．社会を生き抜く力の養成　（４）生涯の各段階を通じて推進する取組

成果目標４（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）

基本施策１３　キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化

１３－３　各学校段階における職業教育の取組の推進

専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

［「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～（報告）（平成25年7月：専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告）］

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日　：「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（文部科学省告示第133号を公布・施行）」

今後の予定

平成２５年度中
○　3月頃　　申請及び審査を経て、認定した専修学校専門課程を告示予定

平成２６年度～
○　「職業実践専門課程」のスタート

（事業の内容）

調査研究協力者会議等の開催

◆　専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月策定）を活用した学校評価の検証と教職員の資質向上に関する検討等を行う協力者会議を開催する。

◆　専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆　学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証

専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月）に基づく自己評価及び学校関係者評価の産学官の協力による実践研究を行う。

◆　専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

専修学校の教職員に対する学校評価の研修に関する実践研究を行う。

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

◆「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等（新規）

・　「職業実践専門課程」制度の説明・周知のための協議会を「9ブロック」で開催する。

・　「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルを開発・実証する。

◆「職業実践専門課程」に係る取組の推進（新規）

認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上

７．専修学校生の学生生活等に関する調査研究

（　新　　規　）
26年度予定額　　１７百万円

１．事業の要旨

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を輩出する教育機関として大きな役割を果たしている。一方で、家庭の年収が少ないほど専門学校生の学生生活費に占める奨学金の割合は高い傾向にあり、また、経済的な理由により中退する者の存在や、親の年収が低いほど、大学より専門学校へ進学する傾向にある。

このように専修学校生の修学や学生生活に関する様々な課題が指摘されているが、こうした状況については、十分に把握されていないのが現状である。

このため、専修学校生及び専修学校への進学希望者を対象に、その生活費とこれを支える家庭の経済状況、学習とアルバイトの状況等についての実態調査を行う。

併せて、専修学校と都道府県を対象に、それぞれが実施している経済的支援策の状況等についての実態調査を行う。

これらにより得られたデータ等を分析・活用し、施策の企画・立案等の参考とするとともに、その成果を都道府県知事部局及び教育委員会の専修学校所轄庁、専門学校及び高等専修学校において経済的支援策の企画・立案や事業評価等に資するよう提供する。

２．事業の内容

（１）調査研究協力者会議の設置

有識者等による調査研究協力者会議を設置し、専修学校生の学生生活等に関する調査研究の方向性の検討、得られたデータ等の分析を行うほか、今後の専修学校生に関する学生生活支援の在り方について検討する。

（２）実態調査の実施

専門的な知見を有する外部機関に委託し、次のような実態調査を実施する。

①専門学校生及び高等専修学校生等に対する調査の実施

○専門学校生の家計状況と学習活動など学生生活の状況
○専門学校生に対する奨学金等支援の経済的効果　　等

②専門学校・高等専修学校及び都道府県に対する調査の実施

○専門学校・高等専修学校における経済的支援策の状況
○都道府県の経済的支援策の状況　　等

専修学校生の学生生活等に関する調査研究

平成26年度予定額：１７百万円（新規）

（背景）

第２期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

３．学びのセーフティーネットの構築
成果目標６（意欲ある全ての者への学習機会の確保）
基本施策１７　教育費負担の軽減に向けた経済的支援
１７－４　大学・専門学校等に係る教育費負担軽減
・　意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校、専門学校生等に対する修学支援を推進する。

（事業の趣旨）

専修学校生及び専修学校への進学希望者を対象に、その生活費とこれを支える家庭の経済状況、学習とアルバイトの状況等についての実態調査を行うとともに、都道府県と専修学校を対象に、それぞれが実施している経済的支援策についての実態調査を行い、これらにより得られたデータ等を分析・活用し、施策立案等の参考とする。

（事業の内容）

調査研究協力者会議の設置

有識者等による調査研究協力者会議を設置し、専修学校生の学生生活等に関する調査研究の方向性の検討、得られたデータ等の分析を行うほか、今後の専修学校生に関する学生生活支援の在り方について検討する。

実態調査の実施

専門学校生及び高等専修学校生等に対する調査の実施（例）

◆専門学校生の家計状況と学習活動など学生生活の状況

◆専門学校生に対する奨学金等支援の経済的効果

専門学校・高等専修学校及び都道府県に対する調査の実施（例）

◆専門学校・高等専修学校における経済的支援策の状況
学校における独自の経済的支援策の状況等について実態調査を行い、地域や学校の違いによる影響等を分析。

◆都道府県の経済的支援策の状況
専門学校・高等専修学校を所轄する都道府県における専門学校・高等専修学校に対する支援の取組や考え方等について実態調査を行い、地域や施策の違いによる影響等を分析。

専 修 学 校 生 の 学 生 生 活 の 充 実

８．東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

（前年度予算額　２９９百万円）
26年度予定額　２３５百万円

１．事業の要旨

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）では、「被災地において、グローバル化や産業の高度化など、地域社会・地元産業のニーズに応え、我が国の復興を牽引する人材を育成するため、大学改革を進めるとともに、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みを支援する。」とともに、「被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。」とされた。

これを踏まえ、震災により大きく変化した被災地（岩手県、宮城県、福島県）の人材ニーズに対応し、被災地において復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材を育成するとともに、その人材の被災地への定着を図るため、専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」等の開発・実証や専修学校等の就職支援体制の充実強化を行う。

２．事業の内容

（１）専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」の開発・実証

被災地でニーズが高い分野（介護、医療情報事務、土木、建築、観光など）において、専修学校を主体とした産学官による推進協議会を設置し、地域産業の高度化や新産業分野に対応した「専門人材育成のためのカリキュラム」の開発・実証を行う。

（２）専門高校における「実践的な職業教育導入のためのカリキュラム」の開発・実証

被災地の産業や資源を生かした「実践的な職業教育導入のためのカリキュラム」の開発・実証を行う。

開発に当たっては、産業界の意見を踏まえた学習指導要領にとらわれない教育課程の編成、生徒の本格的な現場実習や企業実習、大学や専修学校、産業界との共同研究等の推進方策を導入する。

（３）専修学校等の就職支援体制の充実強化

被災地の専修学校等における就職支援体制を強化するため、産学官の連携による①合同就職セミナーの開催、②就職支援コーディネーターの配置を行う。

東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

（前年度予算額：299百万円）
平成26年度予定額：235百万円

（背景）

【東日本大震災からの復興の基本方針　（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）】
5　復興施策
（２）地域における暮らしの再生
④復興を支える人材の育成
（ｉ）　被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充、産業創出を担う人材の育成等を行う。
（ⅱ）　被災地において、グローバル化や産業の高度化など、地域社会・地元産業のニーズに応え、我が国の復興を牽引する人材を育成するため、大学改革を進めるとともに、大学、高等専門学校、専門学校、高等学校等における先進的な教育の実施や産学官連携の取組みを支援する。
（ⅲ）　被災地における地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する実践的なキャリア・アップの仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。
（３）地域経済活動の再生
①企業、産業・技術等
（Ⅳ）　被災地域の大学・大学病院・高等専門学校・専門学校・公的研究機関、産業の知見や強みを最大限活用し、知と技術革新（イノベーション）の拠点機能を形成することにより、産業集積、新産業の創出及び雇用創出等の取組みを促進する。

（事業の趣旨）

震災により大きく変化した被災地（岩手県、宮城県、福島県）の人材ニーズに対応し、被災地において復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材を育成するとともに、その人材の被災地への定着を図るため、専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」等の開発・実証や専修学校等の就職支援体制の充実強化を行う。（平成23年度～）

（事業の内容）

1. 専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」の開発・実証

● 被災地でニーズが高い分野（介護、医療情報事務、土木、建築、観光など）において、専修学校を主体とした産学官による推進協議会を設置し、地域産業の高度化や新産業分野に対応した「専門人材育成のためのカリキュラム」の開発・実証を行う。

2. 専門高校における「実践的な職業教育導入のためのカリキュラム」の開発・実証

● 被災地の産業や資源を生かした「実践的な職業教育導入のためのカリキュラム」の開発・実証を行う。
開発に当たっては、産業界の意見を踏まえた学習指導要領にとらわれない教育課程の編成、生徒の本格的な現場実習や企業実習、大学や専修学校、産業界との共同研究等の推進方策を導入する。

3. 専修学校等の就職支援体制の充実強化

● 被災地の専修学校等における就職支援体制を強化するため、産学官の連携による①合同就職セミナーの開催、②就職支援コーディネーターの配置を行う。

被災地の復興を担う専門人材の育成を推進

９．情報通信技術を活用した教育振興事業

（ 新　　規 ）
26年度予定額　288百万円

１．事業の要旨

ＩＣＴを活用した教育の推進を図る上で、教育効果の明確化、効果的な指導方法の開発、教員のＩＣＴ活用指導力の向上方法の確立が不可欠であり、これらの課題を解決するため実証研究を行うとともに、デジタル教材等の充実や、児童生徒の情報活用能力に関する調査研究等を実施する。

２．事業の内容

（１）ＩＣＴを活用した教育の推進に資する実証事業

ＩＣＴを活用した教育の推進に当たっての課題に対応するため、以下の実証研究を行う。

①ＩＣＴを活用した教育効果の検証方法の開発
②ＩＣＴの活用が最適な指導方法の開発
③教員のＩＣＴ活用指導力向上方法の開発

（２）ＩＣＴを活用した課題解決型教育の推進事業

①情報教育指導力向上支援

問題を解決する手順を論理的に示すアルゴリズムや、ＩＣＴ機器・ネットワークを利用して課題を解決するためのよりよい手順を考え出すプログラムの作成に関して学ぶことは、今後の社会を生きる児童生徒にとって必要となる論理的な思考力と課題解決能力の育成につながることが期待される。そのため、プログラムの作成に関する指導の実態把握や指導事例の収集等を通じて、授業で活用できる教員向けの指導手引書を作成する。

②デジタル教材等の標準化支援

デジタル教材等を多様な情報端末において利用可能とするとともに、デジタル教材等による学習の過程や成果を記録し、それらを活用した学習活動ができるよう、デジタル教材等に求められる機能の整理、ルールの策定などを行い、デジタル教材等の制作・流通を促進する。

（３）情報教育の推進等に関する調査研究

①企画評価委員会の設置

調査問題の解説、指導事例等をまとめた指導資料を作成するため、教育関係者、学識経験者による企画評価委員会を文部科学省に設置する。

②情報教育の推進等に関する調査研究

１）調査結果分析等委員会の開催

平成２５年度に実施した調査結果の分析等を行い、情報活用能力の実現状況及び課題を整理するため、外部有識者の参画による委員会を開催する。

２）高等学校段階における情報活用能力の実態把握

高等学校を対象とした情報活用能力調査において使用する調査問題及び質問紙を作成するとともに、調査問題等の妥当性を検証するための予備調査を実施する。

情報通信技術を活用した教育振興事業

（　新　規　）
平成26年度予定額　288百万円

事業の内容

ＩＣＴを活用した教育の推進を図る上で、教育効果の明確化、効果的な指導方法の開発、教員のＩＣＴ活用指導力の向上方法の確立が不可欠であり、これらの課題を解決するため実証研究を行うとともに、デジタル教材等の充実や、児童生徒の情報活用能力に関する調査研究等を実施する。

ICTを活用した教育の推進に資する実証事業

【予定額】163百万円

◆ＩＣＴを活用した教育の推進を図るための課題を整理

ＩＣＴの活用による教育効果や測定指標の明確化、ＩＣＴを活用した指導方法の開発、及び教員のＩＣＴ活用指導力向上体制の構築のため、以下の実証研究を行う。

①ＩＣＴを活用した教育効果の検証方法の開発
②ＩＣＴの活用が最適な指導方法の開発
③教員のＩＣＴ活用指導力向上方法の開発

情報教育の推進等に関する調査研究

【予定額】33百万円

◆児童生徒の情報活用能力に関する調査の開発・実施

①小中学校における調査結果の分析
②調査問題の解説、指導改善事例をまとめた指導資料の作成、配付
③高等学校段階における情報活用能力の実態把握
・調査問題、質問紙調査等の作成
・予備調査の実施

ＩＣＴを活用した課題解決型教育の推進事業

【予定額】92百万円

＜デジタル教材等の標準化＞87百万円
◆デジタル教材等に求められる機能の整理、ルールの策定

デジタル教材等を多様な情報端末において利用可能とするとともに、デジタル教材等による学習の過程や成果を記録し、それらを活用した学習活動ができるよう、デジタル教材等に求められる機能の整理、ルールの策定などを行い、デジタル教材の製作・流通を促進する。

＜情報教育指導力向上支援＞5百万円
◆初等中等教育段階からのプログラムに関する教育の推進

初等中等教育段階からのプログラムの作成に関する指導の実態把握や指導事例の収集等を通じて、授業で活用できる教員向け指導手引書を作成するなど、教員の情報教育指導力向上に関する実践的かつ効果的な取組を支援する。

１０．先導的な教育体制構築事業

（新　　規）
26年度予定額　１２２百万円

１．事業の要旨

変化の激しい社会を生きる子供たちに必要な力を育むためには、情報通信技術の進展に応じて、学校と家庭が連携し、教育内容・方法、教育システムなどを効果的に改善して、子供たちに確かな学力を育成することが求められている。

第２期教育振興基本計画（平成25年６月閣議決定）においては、確かな学力を身に付けるために、ＩＣＴの積極的な活用を通じた指導方法・指導体制の改善により、協働型・双方向型の授業への革新を図るなど、新たな学びを推進する必要があるとされているところである。

このため、各地域において、クラウド・コンピューティング技術など最先端の情報通信技術を活用し、異なる学校間及び学校と家庭との連携を深め、新しい学びを推進するための指導方法の開発、教材・指導実践事例等の共有など、先導的な教育体制の構築に資する研究等を実施する。

２．事業の内容

総務省との連携の下、各地域において、ＩＣＴを活用し、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発、教材や指導実践事例等の共有など、先導的な教育体制の構築に資する研究を実施する。

＜研究項目例＞

○地域における教育体制の構築
　・異なる学校間、学校種間の情報共有
　・学校と家庭との連携
○新たな学びに対応した指導方法の充実及び指導力の育成
　・学校種や各教科等に応じた指導方法の開発
　・教員の研修体制の構築
○デジタル教材の利便性の向上
　・地域内の学校が相互に活用できる教材の蓄積・提供　等

また、学校における教育用情報機器等の整備状況や、教員の情報通信技術の活用指導力等に関する全国調査を実施する。

先導的な教育体制構築事業

平成26年度予定額　122百万円（新規）

新たな学びの推進にむけて

クラウド等の最先端技術による、学校間、学校と家庭をシームレスにつないだ先導的な教育体制を構築するため、以下について研究

研究項目

○地域における教育体制の構築
- ➢異なる学校間、学校種間の情報共有
- ➢学校と家庭との連携

○新たな学びに対応した指導方法の充実および指導力の育成
- ➢学校種や各教科等に応じた指導方法の開発
- ➢教員の研修体制の構築

○デジタル教材の利便性の向上
- ➢地域内の学校が相互に活用できる教材の蓄積・提供　　**等**

総務省との連携の下、各地域において、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発、教材や指導実践例等の共有など、先導的な教育体制の構築に資する研究に取り組む。【全国３地域（１地域４校程度）】
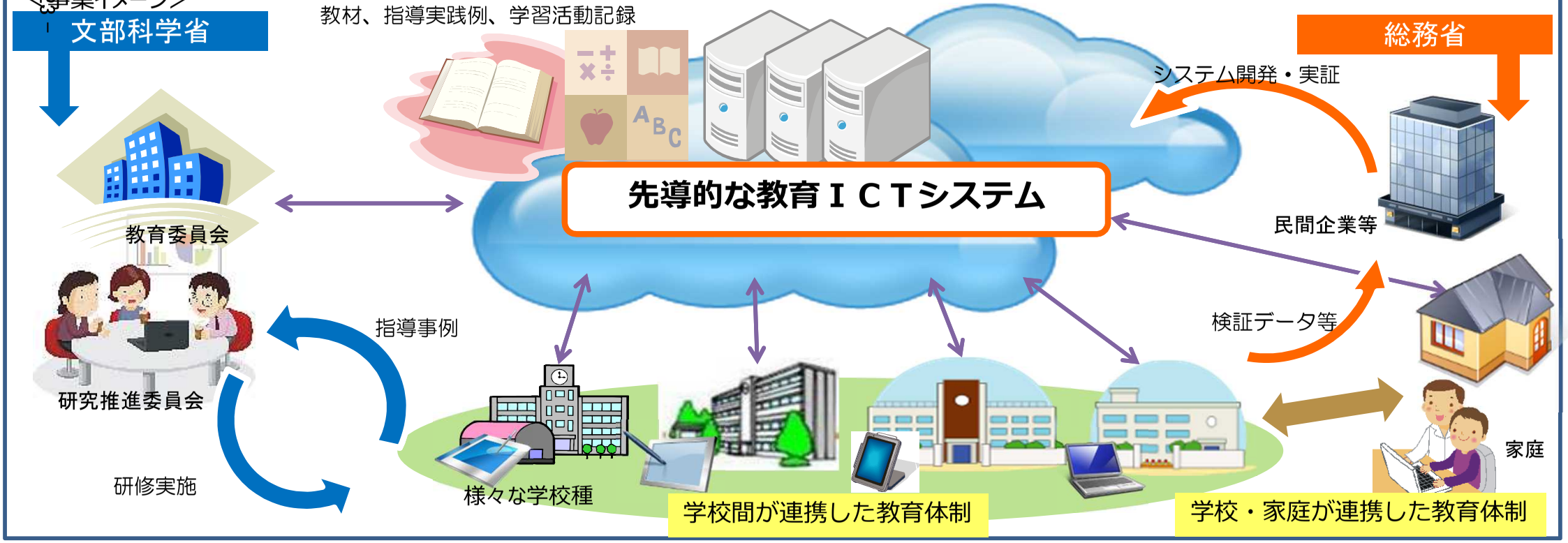
<事業イメージ>